

焼津市認知症施策推進計画策定方針

令和7年3月

1 策定の背景・趣旨

(1) 国の状況

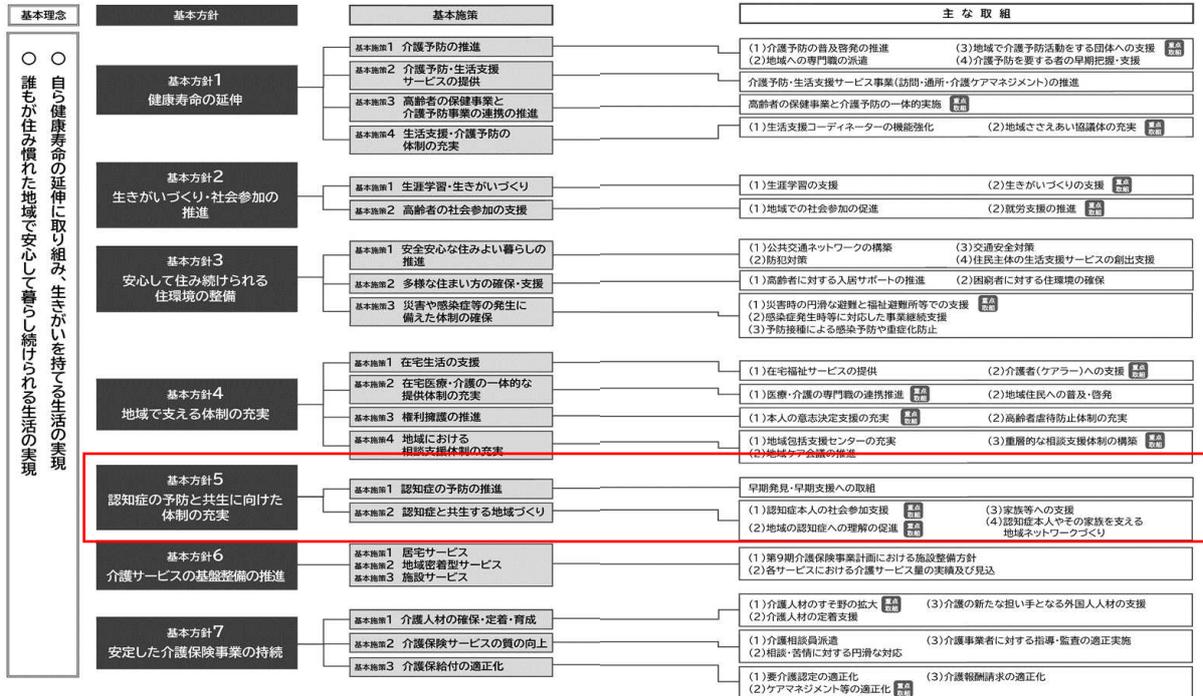
- ・認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的として、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下「基本法」という。)が施行された。
- ・また、同法第11条第1項に基づき、令和6年12月に、認知症施策の基本となる「認知症施策推進基本計画(以下「基本計画」という。)」を策定した。
- ・基本法では、市町村は、基本計画及び都道府県認知症施策推進計画を基本としつつ、実情に即した市町村認知症施策推進計画(以下「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとされ、市町村計画を作成する際には、地域福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないとされた。
- ・市町村計画の策定に当たっては、当該計画に定める内容が、介護保険事業計画等の既存の行政計画に定める内容と重複する場合、これらを一体のものとして策定することは差し支えないものとするなど、柔軟に運用できることとされている。

(2) 焼津市の状況

- ・令和6年度から令和8年度までを対象期間とする「第10期ほほえみプラン21(第10期焼津市高齢者保健福祉計画及び第9期焼津市介護保険事業計画)」において、高齢者福祉施策及び介護保険事業を着実に進めている。
- ・当該計画に掲げる7つの基本方針のうち、基本方針5「認知症の予防と共生に向けた体制の充実」では、認知症基本法を踏まえ、2つの基本施策(「認知症の予防の推進」と「認知症と共生する地域づくり」)及び5つの主な取組(16の結びつく事業)を設定し、認知症施策の推進を図ることとしている。
- ・焼津市では、全国的な傾向と同様、後期高齢者の増加に伴い、認知症の人も増加することが見込まれるとともに、日常の認知症予防や新たな認知症治療薬に

に対する市民の関心が高まっている状況である。

■第10期ほほえみプラン21 施策体系



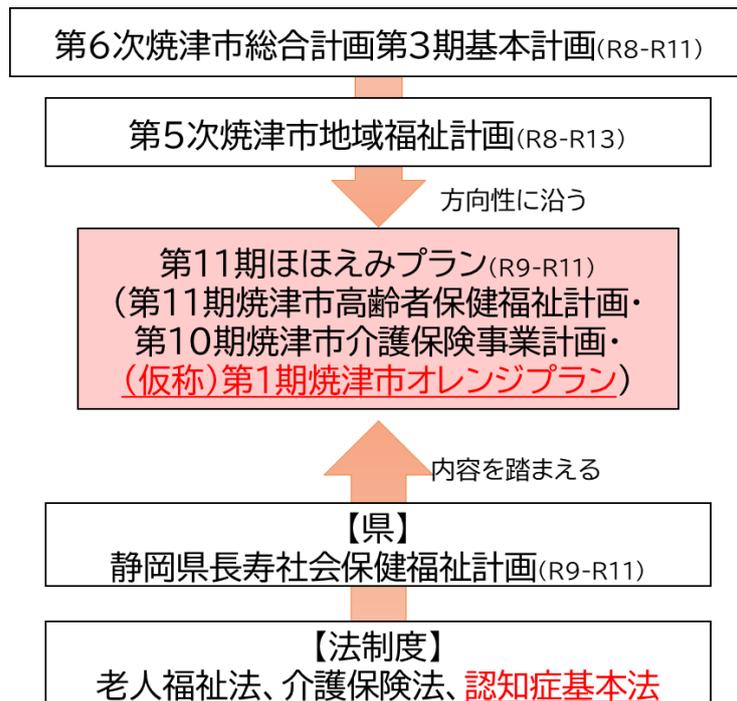
2 策定方針

前記の状況の中、本市において、認知症の人が地域で安心して暮らし続けられるよう、基本計画が掲げる「新しい認知症観(※)」の普及を促進し、新たな時代に対応した認知症施策を効果的かつ効率的に推進することを目的に、令和9年度から令和11年度を対象期間とする「第11期ほほえみプラン21(第11期焼津市高齢者保健福祉計画及び第10期焼津市介護保険事業計画)」と一体的に、「(仮称)第1期焼津市オレンジプラン」(以下「オレンジプラン」という。)を策定することとする。

(※)「新しい認知症観」

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けられるという考え方

■体系図



■計画期間

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
(国)認知症施策推進基本計画	12月	5か年				
(県)静岡県長寿社会保健福祉計画	第10次			第11次		
	第10次静岡県老人福祉計画 第9期静岡県介護保険事業支援計画			第11次静岡県老人福祉計画 第10期静岡県介護保険事業支援計画+認知症関係?		
(市)ほほえみプラン21	第10期			第11期		
	第10期焼津市高齢者保健福祉計画 第9期焼津市介護保険事業計画			第11期焼津市高齢者保健福祉計画 第10期焼津市介護保険事業計画 (仮称)第1期焼津市オレンジプラン		
(市)第6次焼津市総合計画第3期基本計画	第6次第2期		第6次第3期			

3 オレンジプラン策定に当たっての基本的な考え方

(1) 「新しい認知症観」に立った計画

基本計画で明記されている「新しい認知症観」に対する市民の認識度合い等についてアンケート調査により現状把握を行うとともに、その普及促進に向けた取組を設定する。

(2) 認知症の早期把握・早期予防の推進を図る計画

軽度認知症障害（MCI）からの改善の可能性や、認知症治療の初期段階における新薬の登場等に伴い、認知症の早期把握・早期予防の重要性が増しているため、その推進に向けた取組を設定する。

(3) 認知症の人とその家族等の声を反映する計画

策定プロセスにおいて、認知症の人やその家族等の想いやこれまでの経験、工夫等を聴き、対話する場を設け、認知症の人とその家族等が認知症施策の立案、評価に参画する計画とする。

(4) 基本計画や都道府県認知症施策推進計画と整合を図る計画

国・県と連携し認知症施策の推進を図れるよう、基本計画や県計画における方向性や目標等を踏まえた計画とする。

4 策定体制

(1) 認知症の人やその家族、市民等の声を聴く場の設置

認知症の人やその家族等の意見を聴く場として、本人ミーティングや家族会との意見交換会を開催するとともに、市民の認知症への認識度合いを把握するアンケート調査等を実施し、認知症の人等の多様な意見や提案を把握し、オレンジプランに反映するよう努める。

- ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（アンケート調査：高齢者対象）（※）
- ② 在宅介護実態調査（アンケート調査：介護者対象）（※）
- ③ 認知症に関する意識調査（アンケート調査：一般市民対象）【新規】
- ④ 本人ミーティングの実施（ヒアリング）
- ⑤ 家族会との意見交換会（ヒアリング）
- ⑥ 介護事業者からの意見聴取（ヒアリング）

（※）ほほえみプラン 21 策定過程におけるアンケート調査

(2) 庁内関係課長会議の設置

庁内で、認知症施策の推進に係る協議を行う場を設置する。必要に応じ、担当者会議（主幹・係長級）を開催する。

(3) 認知症対策連絡会議での審議

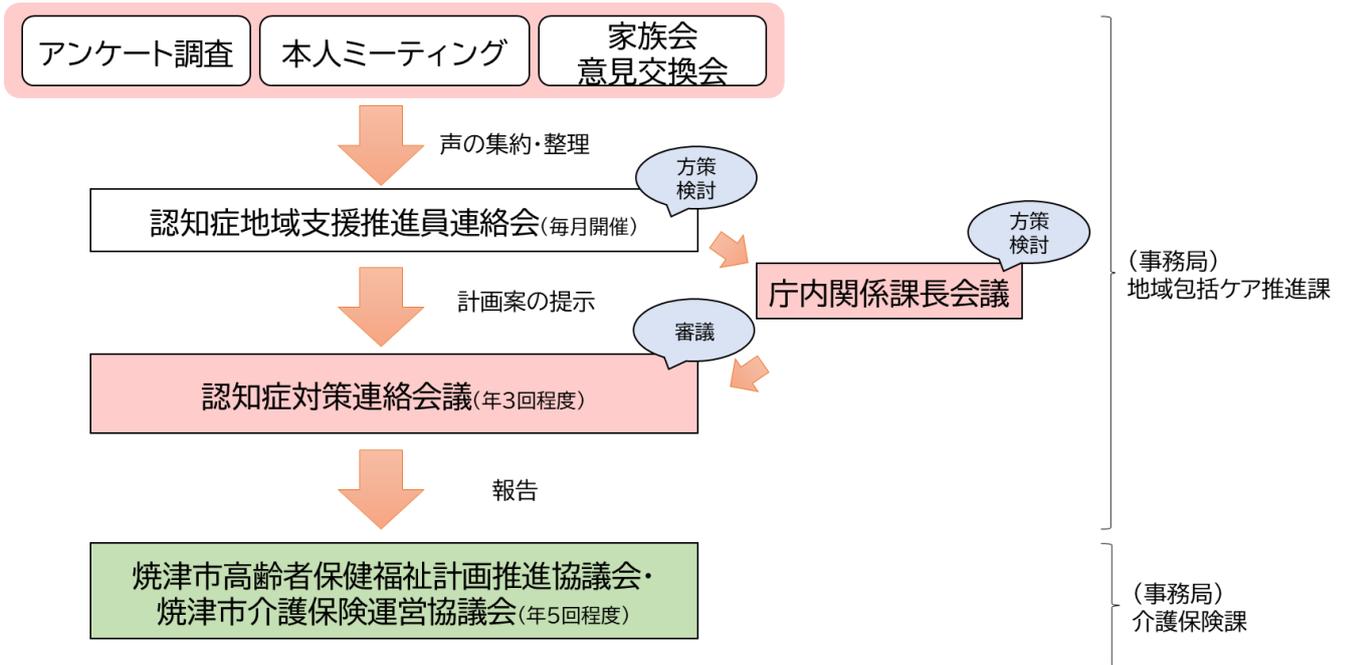
介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号（認知症総合支援事業）に基づき市が設置している学識経験者や医療関係者、家族会等が参画する「認知症対策連絡会議」において、オレンジプラン案の審議を行う。また、同会議実施に当たり、毎月開催している「認知症地域支援推進員連絡会」（地域包括支援センター、認知症

疾患医療センター、市等)にて認知症の人等の意見の整理や方策の検討を行う。
 審議した計画案については、焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会・焼津市介護保険運営協議会に報告し、第11期ほほえみプラン21と一体的に策定を行う。

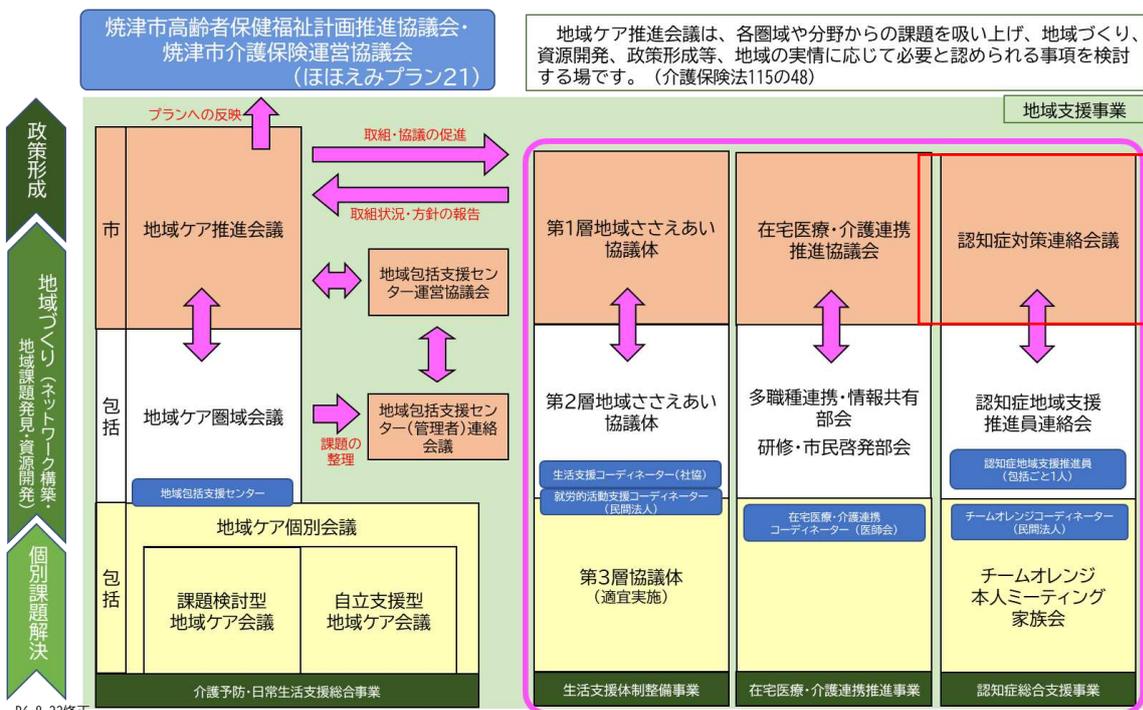
(4) 事務局

オレンジプランの策定に関する事務は、健康福祉部地域包括ケア推進課が行う。
 (ほほえみプラン21の策定に関する事務は、健康福祉部介護保険課が行う。)

■策定体制



■認知症対策連絡会議の位置付け



R6. 8. 22修正

5 情報公開

策定経過は、市ホームページ等を活用し、資料等の情報公開を行う。

6 スケジュール

別表のとおり

別表：策定スケジュール（概要）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度	策定作業		市民アンケートの検討 (新しい認知症観関係)				→ 実施				ほほえみプラン21 アンケート調査		
	本人家族		本人ミーティング(6月、8月、10月、12月頃) 家族会との意見交換会(6月頃)										
	庁内会議						関係課長会議						
	審議		会議			認知症対策連絡会議			会議		会議		
	議会												
	月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
令和8年度	策定作業	オレンジプランの検討									パブ コメ		
	本人家族		本人ミーティング(6月、8月、10月、12月頃) 家族会との意見交換会(6月頃)										
	庁内会議		関係課長会議					関係課長会議					
	審議		会議		認知症対策連絡会議			会議		会議			
	議会				焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会・ 焼津市介護保険運営協議会(計4~5回)								
									計画案 報告				